

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正案 (新)

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱

第1条～第8条 略

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは規則及びこの要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助事業の実施に当たり、契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

第10条～第12条 略

- 附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただしこの要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第8条、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

- 附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。  
 附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。  
 附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。  
 附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。  
 附 則 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率
木材・木造住宅の普及啓発	委託費 県広報番組「おはようこうち」内「木と人・出会い館情報」の制作費	<u>3分の2</u> 以内

(旧)

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱

第1条～第8条 略

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくは規則及びこの要綱の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助事業の実施に当たり、契約の相手方が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

第10条～第12条 略

- 附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただしこの要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第8条、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

- 附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。  
 附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。  
 附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。  
 附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。  
 附 則 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率
木材・木造住宅の普及啓発	委託費 県広報番組「おはようこうち」内「木と人・出会い館情報」の制作費	<u>2/3</u> 以内

こちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正案（新）			（旧）		
県産材利用促進PR	委託費 マスメディアによる木材及び木造住宅の広報費		県産材利用促進PR	委託費 マスメディアによる木材、木造住宅の広報費	
木材利用総合窓口	木材利用総合窓口の人的費（給与、賞与及び法定福利費）	<u>3分の2</u> 以内 ただし、補助金額は70万円を上限とする。	木材利用総合窓口	木材利用総合窓口の人的費（給与、賞与、法定福利費）	<u>2/3</u> 以内 ただし、補助金額は70万円を上限とする。
別表第2～別紙第6号様式 略			別表第2～別紙第6号様式 略		